

☆遺言に財産の内容をどこまで詳しく書くか

⇒書かなければ、どこにどんな財産があるかが相続人らに分からないし、遺産分割協議で決めないといけない内容が多くなる  
他方で、細かく書きすぎると、遺言書を作成した後に財産関係の変更があった場合に困る

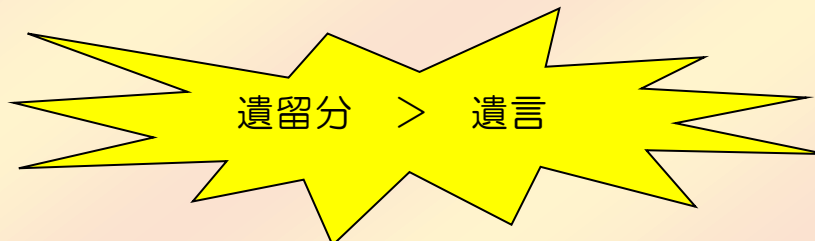
☆相続人に対し、教訓その他のメッセージを書いてもよいか

⇒法律的な効力はなくても、関係者への気持ちを伝える意味では大切

☆遺留分（いりゅうぶん）に注意しながら作成する

○遺留分って何？

⇒どんな遺言がなされていても、最低限相続できる割合のこと



○誰がどんな割合で遺留分を持つのか

ア. 直系尊属のみが相続人の場合（＝配偶者も子供もない場合）

⇒遺産全体（相続開始時の財産＋贈与額－債務額）の3分の1が全体の遺留分（民法 1042・1043 条）

イ. 配偶者か子供（代襲相続人も含む）がいる場合

⇒遺産全体（相続開始時の財産＋贈与額－債務額）の2分の1が全体の遺留分（民法 1042・1043 条）

①子供のみ・・・子供全体で2分の1

②配偶者のみ・・・配偶者が2分の1

③子供と配偶者

- 配偶者は4分の1 (2分の1 × 2分の1)
- 子供全体で4分の1 (2分の1 × 2分の1)

④直系尊属と配偶者

- 配偶者は3分の1 (2分の1 × 3分の2)
- 直系尊属全体で6分の1 (2分の1 × 3分の1)

兄弟姉妹は、法定相続人ではあるが遺留分はないので、遺言を作成しておけば、一切相続させないことができる！

○遺留分を有する者は、**遺留分侵害額請求**をしなければ遺留分を手に入れることはできない。つまり、遺留分侵害額請求をしなければ遺言どおりになる

遺留分侵害額請求権を行使できる期間は、相続が開始し、遺留分が侵害されていることを知ってから1年、もしくは、相続開始から10年のいずれか早い方

○遺留分の具体例

父が2000万円の財産と遺言を残して亡くなりました。法定相続人は、母と私の兄である長男と、次男の私の3人です。父の遺言には、母に500万円、長男に1500万円を相続させ、次男の私には何も相続させないと書いてありました。私は父の遺産から何ももらえないのでしょうか？

⇒次男の遺留分 (2000万円 × 2分の1 × 4分の1 = 250万円) が侵害されているので、次男が、遺留分侵害額請求をすれば、250万円をもらうことは可能

### ☆遺留分に関するポイント

- ①遺留分を侵害するような内容の遺言を作成しても、遺言の効力がないわけではなく、遺留分侵害額請求がされる可能性があるだけ
- ②遺留分を侵害するような遺言は、死後に相続人の中で紛争になる可能性が高いので、遺留分を侵害しない範囲で相続する割合を定めておくのが無難
- ③遺留分を侵害する内容の遺言を作成する場合は、遺言の中で、なぜそのような遺言にしたかという理由を書いておくことで、相続人が納得する可能性がある